

隋書經籍志序譯註 (五)

興膳宏
川合康三

京都大學

史部 (2)

儀注

儀注之興、其所由來久矣。⁽¹⁾自君臣父子、⁽²⁾六親九族、各有上下親疏之別。⁽⁴⁾養生送死、⁽⁵⁾弔恤賀慶、則有進止威儀之數。

⁽⁷⁾唐・虞已上、分之爲三、在周因而爲五。⁽⁸⁾周官、宗伯所掌吉・凶・賓・軍・嘉、以佐王安邦國、親萬民。⁽⁹⁾而太史執書以協事之類是也。⁽¹⁰⁾是時典章皆具、⁽¹¹⁾可履而行。周衰、⁽¹²⁾諸侯削除其籍、至秦、又焚而去之。

⁽¹³⁾漢興、叔孫通定朝儀、⁽¹⁴⁾武帝時始祀汾陰后土、⁽¹⁵⁾成帝時初定南北之郊、⁽¹⁶⁾節文漸具。⁽¹⁷⁾後漢又使曹褒定漢儀、⁽¹⁸⁾是後相承、世

隋書經籍志序譯註(五) (興膳・川合)

有制作。然猶以舊章殘缺、各遵所見、彼此紛爭、盈篇滿牘。而後世多故、⁽¹⁹⁾事在通變、⁽²⁰⁾或一時之制、非長久之道、載筆之士、刪其大綱、編于史志。而或傷於淺近、或失於未達、不能盡其旨要。⁽²¹⁾遺文餘事、亦多散亡。今聚其見存、以爲儀注篇。

儀注のおこりといえば、その由來は遠くさかのぼる。君臣・父子・六親・九族以下、それぞれ上下の序列の、また親密さの度合いの區別があった。父母の扶養と喪儀、不祝儀のとむらいと吉事の祝い、それにはこまごまとしたさだめがあった。堯・舜以前には、三つに分かれ、周ではそれをうけて五つに分けていた。『周禮』に、「宗伯、⁽²²⁾掌る所の吉・凶・賓・軍・嘉、以て王の邦國を安んじ、萬民を親しましむるを佐く。而うして太史は書を執りて以て事に協わす。」とあるたぐいがこれである。この頃は規則がすべてととのつていて、それに従って實行することができた。周が衰退すると、諸侯はそうした典籍に削除を加え、さらに秦になると、焼却してしまった。

漢王朝がおこると、叔孫通は朝廷での儀禮を制定し、武帝の世にはじめて汾陰に大地をまつり、成帝の世にはじめて南郊・北郊での天地を祭る儀式を定め、こうして禮の制度はしだいにととのつていった。後漢ではさらに曹褒に漢の儀禮をまとめさせ、そののちそれをうけつぎながら、代儀注が作られた。しかしやはり過去の文獻が不備だったので、各自が自分の見た資料にもとづいて記し、互いに争いあって、山のような書物が生まれた。そうして後の時代になるとことがらがふえて、變化の理をわきまえることが肝要になり、あるいは一時期かぎりの制度で、永遠のさだめとはいえないものもあつたりするが、歴史家たちが、大綱を刪定して、史書の禮志に編入した。しかしながら淺薄卑近にすぎものやら、十分な認識に到達していないものやらで、要義を汲み盡くすことはできていなかった。遺文逸事も、散失したものが多し。ここには現存している書物を集めて、儀注篇とする。

儀注は、『唐六典』卷十に、「以紀吉凶行事」とある。『七

錄』での名稱は儀典。新舊唐志にも儀注類が設けられている。録』其所由來久矣。『易』坤卦の文言に、「積善之家、必有餘慶、積不善之家、必有餘殃。臣弑其君、子弑其父、非一朝一夕之故、其所由來者漸矣」。同疏は最後の句に注して、「其禍患所從來者、積漸久遠矣」という。また『史記』禮書に、「余至大行禮官、觀三代損益、乃知緣人情而制禮、依人性而作儀、其所由來尚矣」。

(2) 自君臣父子三句 本志禮序に、「自大道既隱、天下爲家、先王制其夫婦父子君臣上下親疎之節」とある。同注(2)参照。以下にも禮序と同趣の句がまま見られる。本序は『周禮』春官宗伯と關係が深いが、その小宗伯の條には、「掌三族之別、以辨親疏」の句が見える。關連する他書の句としては、『荀子』君子篇の「故尚賢使能、等貴賤、分親疏、序長幼、此先王之道也」、『呂氏春秋』論威の「義也者、萬事之紀也、君臣上下親疏之所由起也」、『漢書』賈誼傳の「夫立君、臣、等上下、使父子有禮、六親有紀、此非天之所爲、人之所設也」などが擧げられよう。

(3) 六親九族 六親・九族ともいくつかの説がある。その代表的なものを挙げれば、「六親」は、『漢書』賈誼傳注に應劭の説を引いて、「六親、父母兄弟妻子也」といい、『老子』第十八章の王弼注には、「六親、父子兄弟夫婦也」という。また「九族」は、『尚書』堯典の「克明俊德、以親九族」の釋文に、「九族、上自高祖、下至玄孫、凡九族、馬鄭同」と

いい、正義は『禮記』喪服小記の「親親以三爲五、以五爲九」を引くほか、異説として許慎『五經異義』の「夏侯・歐陽等以爲九族者、父族四、母族三、妻族二」を擧げる。

(4) 養生送死 『禮記』禮運に、「後聖有作、然後脩火之利、范金合土、以爲臺榭宮室牖戶、……治其麻絲、以爲布帛、以養生送死、以事鬼神上帝、皆從其朔」、「故禮義也者、人之大端也。……所以養生送死事鬼神之端也」、また「大順者、所以養生送死事鬼神之常也」とある。

(5) 弔恤賀慶 『周禮』春官大宗伯に、「以弔、禮哀禍災、……以恤、禮哀寇亂、……以賀慶之禮、親異姓之國」。

(6) 進止威儀 『禮記』中庸に、「優優大哉、禮儀三百、威儀三千」とあり、疏には「威儀三千者、即儀禮行事之威儀、儀禮雖十七篇、其中事有三千」という。同禮器の「經禮三百、曲禮三千」というのも、意は中庸に同じ。威儀は、要するに禮のこまごまとした規定をいう。『後漢書』禮儀志に、「夫威儀、所以與君臣序六親也」とある。進止と連用した例としては、『漢書』卷八十三薛宣傳に、「宣爲人好威儀、進止雍容、甚可觀也」と見える。

(7) 唐虞已上三句 鄭玄『六藝論』(『周禮』春官序官疏引)の、「唐虞有三禮、至周分爲五禮」にもとづく。三禮は、『尚書』舜典に、「帝曰、咨四岳、有能典朕三禮」とあり、孔傳は「三禮、天地人之禮」と注する。なお『隋書』禮儀志にはさらに詳しく、「唐虞之時、祭天之屬爲天禮、祭地之屬爲

地禮、祭宗廟之屬爲人禮。故書云、命伯夷典朕三禮、所以彌綸天地、經緯陰陽、辨幽顯而洞幾深、通百神而節萬事。殷因於夏、有所損益、旁垂祇訓、以勸生靈。商辛無道、雅章湮滅。周公救亂、弘制斯文、以吉禮敬鬼神、以凶禮哀邦國、以賓禮親賓客、以軍禮誅不度、以嘉禮合姻好、謂之五禮」と記される。

(8) 周官三句 春官大宗伯に、「大宗伯之職、掌建邦之天神人鬼地示之禮、以佐王、建保邦國。以吉禮事邦國之鬼神示、……以凶禮哀邦國之憂、……以賓禮親邦國、……以軍禮同邦國、……以嘉禮親萬民」。注に、「建、立也。立天神地祇人鬼之禮者、謂祀之祭之享之禮、吉禮是也。保、安也。所以佐王立安邦國者、主謂凶禮・賓禮・軍禮・嘉禮也」とある。

(9) 太史執書以協事 春官大史に、「大祭祀、與執事卜日。戒及宿之日、與羣執事讀禮書而協事」とあり、注に、「協、合也。合謂習錄所當共之事也」。また、「祭之日、執書以次位常、その疏には、「言執書者、謂執行祭禮之書、若今儀、注」と注される。

(10) 是時典章皆具 『漢書』禮樂志に、「周監於二代、禮文具、事爲之制、曲爲之防」とあるような事態をいう。
(11) 可覆而行 『荀子』大略篇に、「禮者、人之所履也。失所履、必顛蹙陷溺」、『禮記』祭義に、「禮者、履此者也」などとある。
(12) 周衰四句 漢志に、「及周之衰、諸侯將踰法度、惡其害己、

皆滅去其籍、自孔子時而不具、至秦大壞」とあり、『漢書』禮樂志にも同趣旨の記事が見える。

(13) 漢興二句 『漢書』禮樂志に、「漢興、撥亂反正、日不暇給、猶命叔孫通制禮儀、以正君臣之位。高祖說而歎曰、吾乃今日知爲天子之貴也。以通爲奉常、遂定儀法、未盡備而通終。」「朝儀」の語は、『史記』叔孫通傳で通が高祖に對し禮制の整備をすすめたことばに、「臣願徵魯諸生、與臣弟子共起朝儀」と見える。

(14) 武帝時始祀汾陰后土 『漢書』武帝紀に、元鼎四年冬十月、……行自夏陽、東幸汾陰。十一月甲子、立后土祠于汾陰脰上」。この事蹟は、『史記』封禪書や『漢書』郊祀志にも記される。

(15) 成帝時初定南北之郊 『漢書』成帝紀に、「建始元年十二月、作長安南北郊、罷甘泉・汾陰祠。……二年春正月、罷雍五畤。辛巳、上始郊祀長安南郊。……三月辛丑、上始祠后土于北郊」とあり、事實の經緯に關しては、同郊祀志に記事が見える。

(16) 節文漸具 『禮記』坊記に、「禮者因人之情、而爲之節文、以爲民坊者也。」「史記』禮書には、「是以君臣朝廷尊卑貴賤之序、下及黎庶車輿衣服宮室飲食嫁娶喪祭之分、事有宜適、物有節文」とある。

(17) 後漢又使曹褒定漢儀 曹褒（?—一〇二）、字は叔通、魯國薛の人。官は侍中に至る。博雅の儒者で、ことに禮に詳し

く、禮制の整備に強い關心を寄せていた。『後漢書』列傳二十五本傳に、「章和元年正月、乃召褒詣嘉德門、令小黃門持班固所上叔孫通漢儀十二篇、勅褒曰、此制略、多不合經、今宜依禮條正、使可施行、於南宮・東觀盡心集作。褒既受命、乃次序禮事、依準舊典、雜以五經讖記之文、撰次天子至於庶人冠婚吉凶終始制度、以爲百五十篇、寫以二尺四寸簡、其年十二月奏上」。しかし彼のまとめた漢儀は結局施行されなかつた。彼にはまた『通義』十二篇の著もあつた。

(18) 自是後相承至編于史志 三國時代以降の禮儀の沿革については、『晉書』、『宋書』、『南齊書』、『魏書』の各禮志、『隋書』禮儀志に詳しいが、うち『宋書』禮志の關連記述を引けば、「漢・魏以來、各揆古今之中、以通一代之儀。司馬彪集後漢衆注、以爲禮儀志、校其行事、已與前漢頗不同矣。況三國鼎峙、歷晉至宋、時代移改、各隨事立。自漢末剝亂、舊章乖弛。魏初則王粲・衛覬典定衆儀、蜀朝則孟光・許慈創理制度、晉始則荀顛・鄭沖詳定晉禮、江左則荀崧・刁協緝理乖紊」。また梁以後隋に至る沿革を跡づけるものとして、『隋書』禮儀志の記事を擧げておく。「梁武始命羣儒、裁成大典。吉禮則明山賓、凶禮則嚴植之、軍禮則陸璣、賓禮則賀瑒、嘉禮則司馬襲。帝又命沈約・周捨・徐勉・何佟之等、咸在參詳。陳武克平建業、多準梁舊、仍詔尙書左丞江德藻・員外散騎常侍沈洙・博士沈文阿・中書舍人劉師知等、或因行事、隨事取捨。後齊則左僕射陽休之、度支尙書元修伯、鴻臚卿王晞・國子博士熊安

生、在周則蘇綽・盧辯・宇文敞、並習於儀禮者也、平章國典、以爲時用。高祖命牛弘・辛彥之等、採梁及北齊儀注、以爲五禮云。

(19) 後世多故 『易』雜卦傳に、「豐多故也」、「國語」鄭語に、「桓公爲司徒、甚得周衆與東土之人、問於史伯曰、王室多故、

余懼及焉、其何所以逃死」などと見える。

(20) 事在通變 『易』繫辭上傳に、「極數知來之謂占、通變之謂事」、注に「物窮則變、變而通之、事之所由生也」とある。

また「一闔一闢、謂之變、往來不窮、謂之通」、「化而裁之、謂之變、推而行之、謂之通」、注に「乘變而往者無不通也」。

(21) 遺文餘事 杜預「左傳序」に、「其例之所重、舊史遺文、略不盡舉」、その疏に、「言遺者、舊史已沒、策書遺留、故

曰遺文」、また「古今言左氏春秋者多矣、今其遺文可見者十數家」とあるのを参照。餘事の例は、班固「答賓戲」(漢書

敘傳「文選」卷四十五)に、「由此言之、取舍者昔人之上務、著作者前列之餘事耳」とある。

刑法

刑法者、先王⁽¹⁾所以懲罪惡、齊不軌者也。書述唐・虞之世⁽²⁾、

五刑有服、而夏后氏正刑有五、科條三千。周官、司寇掌三

典以刑邦國。司刑掌五刑之法、麗萬民之罪。太史又以典法

隋書經籍志序譯註(五)(興膳・川合)

逆于邦國。⁽⁷⁾ 內史執國法以考政事。春秋傳曰、「在九刑不忘」。⁽⁸⁾ 然則刑書之作久矣。蓋藏于官府、懼人之知爭端、而輕於犯。及其末也、肆情越法、刑罰僭濫。⁽⁹⁾ 至秦、重之以苛虐、先王之正刑滅矣。⁽¹⁰⁾

漢初、蕭何定律九章、其後漸更增益、令甲已下、盈溢架藏。⁽⁴⁾ 晉初、賈充・杜預、刪而定之。有律、有令、有故事。

梁時、又取故事之宜於時者爲梁科。後齊武帝時、又於麟趾殿刪正刑典、謂之麟趾格。後周太祖、又命蘇綽撰大統式。

隋則律令格式並行。自律已下、世有改作、事在刑法志。漢律久亡、故事駁議、又多零失。今錄其見存可觀者、編爲刑法篇。

刑法とは、先王が罪人を懲しめ、無秩序を統制したたてである。『尚書』では堯・舜の御世、五種の刑罰に人々は服従したと記しているが、夏王朝では主たる刑は五、それについての條項は三千あった。『周禮』には、「司寇は三典を掌りて以て邦國を刑す。司刑は五刑の法を掌りて、萬民の罪を麗く。太史は又典法を以て邦國に逆う。內史は

國法を執りて以て政事を考う。」とある。『春秋(左氏)傳』には、「九刑に在りて忘れず。」という。してみると、刑書の成立は遠くさかのぼるわけだ。それが役所にしまわれていたのは、人々が係争のてがかりを知ってしまい、罪を犯すことを恐れなくなるのを氣づかったからであった。周末期になると、ほしいままに法はふみやぶられ、刑罰はむやみに亂用された。秦になると、その上に苛酷さが加わり、先王の正しい刑法は滅びてしまった。

漢の初め、蕭何が九章の律を制定し、そののちしだいに増加していって、甲令以下、祕府の書架にあふれんばかりになった。晉の初め、賈充、杜預が、それを刪定した。それには律があり、令があり、故事があった。梁の世に、さらに故事の中から時宜になつたものを取りだして『梁科』が作られた。また北齊の武成帝の時に、麟趾殿において刑典を刪定し、それは『麟趾格』と呼ばれた。北周の太祖は、さらに蘇綽に命じて『大統式』を撰定させた。隋では律・令・格・式がならび行われた。律より以下すべて、時代ごとに作りかえられ、そのことは「刑法志」に記載が

ある。漢代の律はとつくになくなり、また故事・駁議にも、失なわれていったものが多い。ここには現存していてみる価値のあるものを著録し、刑法篇として編集する。

刑法は、『唐六典』卷十に、「以紀律令格式」という。『七錄』の部立てでは、「法制」と呼ばれる。新舊唐志にも刑法類が設けられている。

(1) 先王所以懲罪惡二句 『左傳』成公十四年に、「春秋」の五つの體例を擧げ、その第五に「懲惡而勸善」という。また「齊不軌」の齊は、『論語』爲政篇の「道之以政、齊之以刑、民免而無恥。道之以德、齊之以禮、有恥且格」を参照すべきであろう。その集解には馬融の説として、「齊整之以刑罰也」という。不軌は、『左傳』隱公五年に、「君將納民於軌物者也。故講事以度軌量、謂之軌、取材以章物采、謂之物。不軌不物、謂之亂政。また『漢書』地理志下に、「秦既滅韓、徙天下不軌之民於南陽」、顏師古注に、「不軌、不循法度者」とある。

(2) 書述唐虞之世二句 『尚書』舜典に、「汝作士、五刑有服」とあり、孔傳は「五刑、墨、劓、剕、宮、大辟」と注する。すなわち入れ墨・鼻切り・足切り・宮刑・死刑の五種の刑罰。

(3) 夏后氏正刑有五二句 『尚書』呂刑に、「墨罰之屬千、劓罰之屬千、剕罰之屬五百、宮罰之屬三百、大辟之罰、其屬二

百、五刑之屬三千」。その疏に、「此經歷言二百三百五百者、各是刑之條也。每於其條有犯者、實則刑之、疑則罰之、刑屬罰屬、其數同也」とある。呂刑は、呂侯が穆王の命を受けて夏の贖刑（罰金刑）を復活したことを述べる篇。「科條」は、「白虎通」五刑に、「科條三千者、應天地人情也」。

(4) 司寇掌三典以刑邦國 『周禮』秋官司寇に、「大司寇之職、掌建邦之三典、以佐王刑邦國、詰四方。一曰、刑新國、用輕典。二曰、刑平國、用中典。三曰、刑亂國、用重典。」注に、「典、法也」とある。

(5) 司刑掌五刑之法二句 『周禮』秋官司刑に、「司刑掌五刑之法、以麗萬民之罪。墨罪五百、劓罪五百、宮罪五百、刖罪五百、殺罪五百」とある。小司徒の鄭注に、「麗、附也」。

(6) 太史又以典法逆于邦國 『周禮』春官太史に、「太史掌建邦之六典、以逆邦國之治、掌法以逆官府之治、掌則以逆都鄙之治」。この段は舊事篇序にも用いられている。

(7) 內史執國法以考政事 春官內史に、「執國法及國令之貳、以政政事、以逆會計」

(8) 春秋傳曰二句 『左傳』文公十八年に、「(周公) 作誓命曰、毀則爲賊、掩賊爲藏、竊賄爲盜、盜器爲姦。主藏之名、賴姦之用、爲大凶德、有常無赦。在九刑不忘」。杜注に、「誓命以下、皆九刑之書、九刑之書今亡」という。このほか昭公六年にも九刑のことが見えている。「夏有亂政而作禹刑、商有亂政而作湯刑、周有亂政而作九刑、三辟之興、皆叔世也」。『漢書』

隋書經籍志序譯註(句)(興膳・川合)

書』刑法志にはこの一節がそのまま引かれ、韋昭の注は九刑について、正刑五に流・贖・鞭・扑の四種を加えたものとする。懼人之知爭端 『左傳』昭公六年で、鄭の子産が刑法を鼎に鑄たことに對し、晉の叔向が非難を加えた書中に、「民知爭端矣、將棄禮而徵於書」とある。争いの端緒が法律に在ることを人民が知って、すべて法を盾に取るようになるというのである。

(10) 自及其末也至先王之正刑滅矣 『漢書』刑法志は、戰國以後における刑罰の濫用を記している。「陵夷至於戰國、韓任申子、秦用商鞅、連相坐之法、造參夷之誅、增加肉刑大辟、有鑿顛抽脅鑿亨之刑。至於秦始皇、兼吞戰國、遂毀先王之法、滅禮誼之官、專任刑罰、躬操文墨、畫斷獄、夜理書、自程決事、日縣石之一。而姦邪並生、赭衣塞路、圜圜成市、天下愁怨、潰而叛之」。

(11) 刑罰僭濫 『左傳』襄公二十六年に、「歸生聞之、善爲國者、賞不僭而刑不濫、賞僭則懼及淫人、刑濫則懼及善人。若不幸而過、寧僭無濫。與其失善、寧其利淫。……商頌(殷武)有之曰、不僭不濫、不敢怠息」。また『論語』子路篇に、「名不正、則言不順。言不順、則事不成。事不成、則禮樂不興。禮樂不興、則刑罰不中。刑罰不中、則民無所措手足」。集解に、「孔曰、禮以安上、樂以移風、二者不行、則有淫刑濫罰」。

(12) 蕭何定律九章 蕭何が律九章を定めたことは、『漢書』刑

法志に記される。舊事篇注(9)参照。

- (13) 其後漸更增益三句 『漢書』刑法志に、武帝以後法令が次第に繁多に趣いたことを指摘して、「其後姦猾巧法、轉相比況、禁罔澆密。律令凡三百五十九章、大辟四百九條、千八百八十二事、死罪決事比萬三千四百七十二事。文書盈於几閣、典者不能徧睹。是以郡國承用者駁、或罪同而論異。姦吏因緣爲市、所欲活則傅生議、所欲陷則予死比、議者咸冤傷之。」同じく刑法志の載せる成帝河平中の詔には、「今大辟之刑千有餘條、律令煩多、百有餘萬言、奇詭它比、日以益滋、自明習者、不知所由、欲以曉喻衆庶、不亦難乎」とある。また『晉書』刑法志は、後漢以降の事態を併せて次のようにいう。「又漢時決事、集爲令甲以下三百餘篇、及司徒鮑公撰嫁娶辭訟決爲法比都目、凡九百六卷。世有增損、率皆集類爲篇、結事爲章。一章之中、或事過數十、事類雖同、輕重乖異。而連條連句、上下相蒙、雖大體異篇、實相採入。……後人生意、各爲章句。叔孫宣・郭令卿・馬融・鄭玄諸儒章句十有餘家、家數十萬言。凡斷罪所當用者、合二萬六千二百七十二條、七百七十三萬二千二百餘言、言數益繁、覽者益難。なお「令甲」については、舊事篇注(12)参照。
- (14) 自晉初至有故事 舊事篇に、「晉初、甲令已下、至九百餘卷、晉武帝命車騎將軍賈充、博引羣儒、刪采其要、增律十篇。其餘不足經遠者爲法令、施行制度者爲令、品式章程者爲故事、各還其官府」とある。併せて同注(13)(14)(15)参照。

- (15) 杜預 杜預の律令刪定に關しては、舊事篇注(13)に引いた『晉書』刑法志のほか、『晉書』本傳にも、「與車騎將軍賈充等定律令、既成、預爲之注解、乃奏之曰云云。詔班于天下」とある。

- (16) 故事 故事については、舊事篇注(13)に引いた『晉書』刑法志のほか、『唐六典』卷六にも、「晉賈充等撰律令、兼刪定當時制詔之條、爲故事三十卷、與律令並行」と記される。

- (17) 梁時二句 『唐六典』卷六には、「梁易故事、爲梁科三十卷、蔡法度所刪定、陳依梁」とある。本志目錄に、『梁科』三十卷が著録される。

- (18) 後齊武帝時三句 武帝高湛は、北齊の第四代皇帝。在位五六一―五六五。『隋書』刑法志に、「齊神武・文襄、並由魏相、尙用舊法。及文宣天保元年、始命羣官、刊定魏朝麟趾格。是時軍國多事、政刑不一、決獄定罪、罕依律文、相承謂之變法從事」とあり、『北齊書』文宣帝紀には、天保元年(五五〇)すなわち齊開國の年の八月甲午の日付で、魏の麟趾格に論究を加えるよう羣官に對して詔が下されている。一方、武成帝紀に麟趾格刊定の事實は記されておらず、本序の「武成帝時」は、おそらく「文宣帝時」の誤りであろう。
- 『魏書』孝靜帝紀には、「興和三年冬十月癸卯、齊文襄王自晉陽來朝。先是詔文襄王與羣臣、於麟趾殿議定新制、甲寅、班於天下」とあって、麟趾格が初めて班行されたのは、東魏末の興和三年(五四一)だったことがわかる。また『洛陽伽

藍記』卷三には、「暨皇居徙鄴、民訟殷繁、前革後沿、自相與奪、法吏疑獄、簿領成山、乃敕(邢)子才與散騎常侍溫子昇撰麟趾新制十五篇」とある。班行に至るまでの詳しい経緯に關しては、内田智雄編『譯注續中國歷代刑法志』(一九七〇年創文社刊)に考證が見える。『唐六典』卷六には、「後魏以格代科、於麟趾殿刪定、名爲麟趾格。北齊因魏立格、撰權格、與律令並行」とある。『麟趾格』は、本志目録には見えないが、新唐志に四卷として著録され、原注に「文襄帝時撰」とある。

(19) 後周太祖二句 太祖は、宇文泰(五〇五—五五六)のこと、周の成立後、文帝と追尊された。『隋書』刑法志に、「周文帝之有關中也、霸業初基、典章多闕。大統元年、命有司斟酌古今通變、可以益時者、爲二十四條之制、奏之。七年、又下十二條制。十年、魏帝命尙書蘇綽、總三十六條、更損益爲五卷、班於天下」とあり、『周書』文帝紀大統十年の條にも、ほぼ同じ内容の記事が見える。新唐志に、『蘇綽大統式』三卷が著録されている。

(20) 蘇綽 (四九八—五四六)、字は令綽、武功の人。博學多識を以て知られ、宇文泰のもとで機密に參畫した。計帳戶籍法の創制、六條詔書の起草、『尙書』を模範とした文體改革など、重要な事蹟を遺している。官は大行臺度支尙書・領著作・兼司農卿に至る。『周書』卷二十三・『北史』卷六十三に傳がある。

隋書經籍志序譯註(四)(興膳・川合)

(21) 律令格式 『唐六典』卷六の定義を擧げておく。「凡律以正刑定罪、令以設範立制、格以禁違正邪、式以軌物程事」。また『新唐書』刑法志の定義では、「唐之刑書有四、曰律令格式。令者、尊卑貴賤之等數、國家之制度也。格者、百官有司之所常行之事也。式者、其所常守之法也。凡邦國之政、必從事於此三者。其有所違及人之爲惡而入于罪戾者、一斷以律」とある。

(22) 故事駁議 本志では、舊事篇に『漢武帝故事』二卷以下の歴代の故事が著録されている。駁議は、蔡邕『獨斷』に、「其有疑事、百官會議、若臺閣有所正處、而獨執異意者曰駁議。駁議曰、某官某甲議以爲如是、下言臣愚懸議異。其非駁議、不言議異。其合於上意者、文報曰、某官某甲議可」とある。刑法篇目録には、『漢朝議駁』三十卷、應劭撰以下の書が著録されている。

雜 傳

古之史官、必廣其所記、非獨人君之舉。周官、「外史掌四方之志」、則諸侯史記、兼而有之。春秋傳曰、「虢仲・虢叔、王季之穆、勳在王室、藏於盟府」。臧紇之叛、季孫命太史召掌惡臣而盟之。周官、「司寇凡大盟約、澁其盟書、登于天府。太史・內史・司會・六官、皆受其貳而藏之」。是則王者誅賞、

具錄其事、昭告神明、百官史臣、皆藏其書。故自公卿諸侯、至于羣士、善惡之迹、畢集史職。而又閭胥之政、凡聚衆庶、書其敬敏任卹者、族師每月書其孝悌睦嫻有學者、黨正歲書其德行道藝者、而入之於鄉大夫。鄉大夫三年大比、考其德行道藝、舉其賢者能者、而獻其書。王再拜受之、登于天府、內史貳之。是以窮居側陋之士、言行必達、皆有史傳。

自史官曠絕、其道廢壞。漢初、始有丹書之約、白馬之盟。武帝從董仲舒之言、始舉賢良文學。天下計書、先上太史、善惡之事、靡不畢集。司馬遷・班固、撰而成之、股肱輔弼之臣、扶義俶儻之士、皆有記錄。而撰行高潔、不涉於世者、史記獨傳夷齊、漢書但述楊王孫之儻、其餘皆略而不說。又漢時、阮倉作列仙圖、劉向典校經籍、始作列仙・列女之傳、皆因其志尙、率爾而作、不在正史。後漢光武、始詔南陽、撰作風俗、故沛・三輔有耆舊節士之序、魯・廬江有名德先賢之讚。郡國之書、由是而作。魏文帝又作列異、以序鬼物奇怪之事、嵇康作高士傳、以敘聖賢之風。因其事類、相繼而作者甚衆、名目轉廣、而又雜以虛誕怪妄之說。推其本源、蓋亦史官之末事也。載筆之士、刪採其要焉。魯・沛・

三輔、序贊並亡、後之作者、亦多零失。今取其見存、部而類之、謂之雜傳。

古えの世の史官は、あくまで廣く記錄することにとつたのであつて、君主のふるまいだけを記したわけではなかつた。『周禮』に、「外史は四方の志を掌る。」とあるから、諸侯の歴史書も、あわせて史官の手もとにあつたわけだ。『春秋(左氏)傳』には、「虢仲・虢叔、王季の穆たり。勳王室に在りて、盟府に藏さる。」とある。また臧紇の謀叛の際、季孫氏は太史に命じて賊臣擔當の係をよびだし、罪狀を盟文におりこんだという。『周禮』に、「司寇、凡そ大いなる盟約は、其の盟書に洩みて、天府に登す。太史・內史・司會・六官は、皆其の貳を受けて之を藏す。」とある。そうすると王者の處罰・褒賞には、事實をつぶさに記錄して、神明の前で報告し、百官・史官が、みなその文書を保管してしたのである。だから公卿諸侯から、士の階級に至るまで、善行惡業の事跡は、のこらず史官の下に集まつた。そして一方閭胥はその職務として、廣く村の大衆を集め、

そのうちの敬虔で明敏、誠實で情け深い者の名を書きだし、族師は月ごとに父母兄弟を敬う氣持ち厚く親族にむつまじく學問のある者の名を書きだし、黨正は年ごとに德行・學藝に秀でた者を書きだして、その名前を郷大夫に呈出した。郷大夫は三年ごとに定期考査を行なって、德行學藝を調べ、賢人能者を推舉して、その名簿を朝廷に献上した。王は再拜してそれをうけとると、天府に登録し、内史がその副本を作った。そのため貧しくうだつのあがない人物でも、その言行は必ず天子の耳にとどき、すべて史傳が作られたのである。

史官の傳統がとだえてから、そうした制度は崩壊した。漢の初め、はじめて君主と家臣との間に朱書きの誓約書、および白馬の血をすすっての盟約がとりかわされた。武帝は董仲舒の意見をききいれて、はじめて「能力・人格・學識」に秀でた者を選抜した。天下の報告文書は、まず太史のもとに献上され、善行惡業の事跡は、もれなく集められた。司馬遷・班固は、それをもとに書物をまとめ、片腕となつて天子を補佐した臣下、義に即いて助力した卓抜した

人士、そうした人々についてはすべて記録が作られた。しかし品行高潔で、世俗との關わりをもたなかった者については、『史記』は伯夷・叔齊に傳をたてるのみであり、『漢書』は楊王孫のような人物を記録するにとどまって、そのほかの者はみな省略して語らない。さらに漢の時、阮倉は『列仙圖』を作り、劉向は經籍を校訂して、はじめて『列仙傳』・『列士傳』・『列女傳』を作ったが、いずれも各自の關心に従つて、草率にこしらえられたもので、正史の中には入らない。後漢の光武帝は、はじめて南陽に詔りして、土地の風俗について撰述させたので、沛と三輔の地には長老や節義ある人士をのべる序ができ、魯と廬江には徳の譽れ高い者や昔の賢者をしるす讚が作られた。各郡國の名士を記す書物は、この時から作られるようになった。魏の文帝はまた『列異傳』を作つて、鬼物怪奇のできごとをしるし、嵇康は『高士傳』を作つて、聖人賢者の風格をのべた。それぞれの内容ごとに、それらを繼承して著述をなす者はなほだ多くにのぼり、名目も次々に擴がつていったが、それにはでたらめであやしげな説もまじっていた。それら

の源をたずねれば、おそらく史官の筆のすさびなのだろう。史書の執筆にたずさわる者は、その中の要處を採擇せねばならぬ。魯・沛・三輔の先賢傳は、序も讚もなくなり、後代の作品も、ほろびたものが多い。ここには現存しているものをとりあげて、部類ごとに分け、雜傳とよぶことにする。

- 雜傳は、『唐六典』卷十に、「以紀先賢人物」とある。『七錄』は雜傳部のほかに鬼神部を設けているが、隋志はこの二類を併せたものと思われる。新舊唐志にも雜傳類は置かれてゐるが、新唐志は道佛關係の傳を子部道家類に、また志怪の書を子部小説家類にそれぞれ移している。
- (1) 人君之舉 漢志春秋序に、「古之王者、世有史官、君舉必書。」「君舉必書」は、もと『左傳』莊公二十三年の語。總序(二)注(3)參照。
- (2) 外史掌四方之志 『周禮』春官外史に、「外史掌書外令、掌四方之志」とあり、注に、「志、記也。謂若魯之春秋、晉之乘、楚之禘杙」といふ。
- (3) 諸侯史記 『史記』六國年表序に、「秦既得意、燒天下詩書、諸侯史記尤甚、爲其有所刺譏也。詩書所以復見者、多藏人家、而史記獨藏周室、以故滅、惜哉惜哉。この場合の「史記」は、もちろん普通名詞である。

- (4) 春秋傳曰五句 『左傳』僖公五年に載せる虞の大夫宮之奇のことばに、「號仲・號叔、王季之穆也、爲文王卿士、勳在王室、藏於盟府」とある。注に、「盟府、司盟之官」。號仲と號叔は、周の王季(季歷)の子で、文王の弟になる。諸侯である彼ら二人の事蹟が、周の記録として保存されているといふのである。
- (5) 臧紇之叛 『左傳』襄公二十三年に記される魯の臧孫氏のお家騒動の話。「乃立臧爲、臧紇致防而奔齊。其人曰、其盟我乎。臧孫曰、無辭。將盟臧氏、季孫召外史、掌惡臣、而問盟首焉」。注に、「惡臣、謂奔亡者。盟首、載書之章首」。魯にも外史の官が置かれて、『周禮』に記されると同様の職掌を有していたことを示している。
- (6) 司寇凡大盟約五句 『周禮』秋官司寇に、「凡邦之大盟約、泚其盟書、而登之于天府。大史・內史・司會及六官、皆受其貳而藏之」。注に、「天府、祖廟之藏」とある。春官大史にも、「凡邦國都鄙及萬民之有約劑者藏焉、以貳六官、六官之所登」といふ、鄭注に、「約劑、要盟之載辭及券書」とある。
- (7) 王者誅賞 『周禮』天官大宰に、「三歲則大計羣吏之治而誅賞之」とある。
- (8) 昭告神明 「詩大序」に、「頌者美盛德之形容、以其成功告於神明者也」とある。「昭告」の例としては、『左傳』成公十三年の「我昭告昊天上帝秦三公楚三王曰云云」などが擧げられよう。

(9) 又閭胥之政三句 地官閭胥に、「閭胥各掌其閭之徵令、…凡春秋之祭祀役政、喪紀之數、聚衆庶、既比則讀法、書其敬敏任恤者。」注に、「政、若州射黨飲酒也」といふ。閭は、二十五家の村落。

(10) 族師毎月書云云 地官族師に、「族師各掌其族之戒令政事、月吉則屬民而讀邦法、書其孝悌睦姻有學者。」注に、「月吉、毎月朔日也」。族は、四閭、すなわち百家。

(11) 黨正歲書云云 地官黨正に、「黨正各掌其黨之政令教治。…正歲屬民讀法、而書其德行道藝」。黨は、五百家。本序ではこのあとすぐ郷大夫の職掌に移るが、『周禮』では黨正と郷大夫の間に、二千五百家を治める州長があり、次のようにこれまでとほぼ同様の記述が見える。「州長各掌其州之教治政令之法。…正月之吉、各屬其州之民而讀法、以攷其德行道藝而勸之、以糾其過惡而戒之」。

(12) 自郷大夫三年大比至内史貳之 地官郷大夫に、「郷大夫之職、各掌其郷之政教禁令。正月之吉、受教法于司徒、退而頒之于其郷吏、使各以教其所治、以攷其德行、察其道藝。…三年則大比、攷其德行道藝、而興賢者能者。郷老及郷大夫帥其吏、與其衆寡、以禮禮賢之。厥明、郷老及郷大夫羣吏獻賢能之書于王。王再拜受之、登于天府、内史貳之」。鄭注に、「賢者、有德行能者、有道藝者」といふ。郷は一萬二千五百家。

(13) 窮居側陋之士 鄒陽「獄中上書」『漢書』鄒陽傳、『文選』

隋書經籍志序譯註(四)(興膳・川倉)

卷三十九)に、「今夫天下布衣窮居之士、身在貧羸。側陋は、『尚書』堯典に、「明明揚側陋」とあり、孔傳に、「堯知子不肖、有禪位之志、故明舉明人在側陋者、廣求賢也」、またその疏に、「側陋者、僻側淺陋之處」といふ。

(14) 史官曠絶 正史序に「其後陵夷衰亂、史官放絶」とあるのと同じ意。同注(7)参照。曠絶の例は、『史記』孝武本紀に、「封禪用希曠絶、莫知其儀禮」と見える。

(15) 始有丹書之約二句 『漢書』高帝紀に、「又與功臣剖符作誓、丹書鐵契、金匱石室、藏之宗廟」。この段を引いた『資治通鑑』卷十二の胡注には、「丹書鐵契者、以鐵爲契、以丹書之。…蓋謂以丹書盟誓之言於鐵券、盛之以金匱石室、而藏之宗廟也」といふ。また『漢書』高惠高后文功臣表に、「於是申以丹書之信、重以白馬之盟」とあり、顔師古は、「白馬之盟、謂刑白馬、歃其血以爲盟也」と注する。

(16) 武帝從董仲舒之言二句 武帝が始めて賢良文學を擧げたのは、即位初年の建元元年(前一四〇)のこと。『漢書』高帝紀に、「建元元年冬十月、詔丞相・御史・列侯・中二千石・二千石諸侯相、舉賢良方正直言極諫之士」。ただし、これは董仲舒の獻策によるものではない。『史記』儒林列傳には、「及今上即位、趙綰・王臧之屬明儒學、而上亦郷之、於是招方正賢良文學之士」とある。董仲舒の提言が實施されたのは、いわゆる歲貢制で、元光元年(前一三四)以來、郡國から孝廉一人を推擧することが制度化された。序の「始舉賢良文學」

がいわんとするのは、おそらくそのことであろう。『漢書』董仲舒傳には、「及仲舒對冊、推明孔氏、抑黜百家。立學校之官、州郡舉茂材孝廉、皆自仲舒發之」とある。董仲舒は、廣川の人。武帝治世の初期に賢良文學に推舉され、帝の下問に答えた一連の對策は、時の政治の方向に大きな作用を及ぼした。官位は膠西王相に至る。『史記』卷百二十一儒林傳、『漢書』卷五十六に傳がある。

(17) 天下計書四句 總序(例)に、「武帝置太史公、命天下計書、先上太史、副上丞相」とある。同注(1)參照。また正史序にも「時天下計書、皆先上太史、副上丞相、遺文古事、靡不畢臻」とある。同注(8)(9)參照。

(18) 股肱輔弼之臣三句 『史記』太史公自序に、「二十八宿環北辰、三十幅共一轂、運行無窮、輔拂股肱之臣配焉、忠信行道、以奉主上、作三十世家。扶義、俟儻、不令己失時、立功名於天下、作七十列傳」とある。

(19) 操行高潔 『史記』伯夷列傳に、「若伯夷、叔齊、可謂善人者非邪。積仁嚥行如此而餓死」。また「若至近世、操行不軌、專犯忌諱、而終身逸樂、富厚累世不絕」。『後漢書』逸民傳序に、「是以堯稱則天、不屈潁陽之高、武盡美矣、終全孤竹之黎」という。

(20) 楊王孫 武帝の時代の人。裸葬を命じたことで知られる。『漢書』卷六十七。

(21) 阮倉作列仙圖 『抱朴子』論仙篇に、「至於〔劉向〕撰列

仙傳、自刪秦大夫阮倉書中出之。或所親見、然後記之」とある。また『列仙傳』の總贊には、「余嘗得秦大夫阮倉撰仙圖、自六代至今七百餘人」と記される。『後漢書』列傳三十二東平王蒼傳に、「〔建初六年〕三月、大鴻臚奏遣諸王歸國、帝特留蒼、賜以祕書・列僊圖・道術秘方」とあるのは、阮倉の『列仙圖』を指したものであろうか。

(22) 劉向典校經籍 劉向が中祕書を領校したことは、總序(例)に詳しい。併せて同注(4)參照。また彼が『列女傳』を撰したことは、『漢書』本傳に見える。「向賭俗瀾者淫、而趙・衛之屬起微賤、踰禮制。向以爲王教由內及外、自近者始。故採取詩書所載賢妃貞婦、興國顯家可法則、及孽嬖亂亡者、序次爲列女傳、凡八篇、以戒天子」。本志目錄には、十五卷、曹大家注として著録される。宋・曾鞏の「列女傳序」は同書の卷數に觸れて、「蓋大家所注、離其七篇爲十四、與頌義凡十五篇、而益以陳嬰母及東漢以來凡十六事、非向書本然也」という。

『列仙傳』『列士傳』に關しては、『漢書』本傳に言及されていない。ただ『太平御覽』卷六百七十二道部仙經に劉向『列仙傳』の序を引いて、「列仙傳、漢光祿大夫劉向所撰也。……至成帝時、向既司典籍、見上頗修神仙事、遂修上古以來及三代秦漢、博採諸家、言神仙事」とある。陳振孫『直齋書錄解題』卷十二に、「似非向本書、西漢人文章不爾也」とあるように、この書が劉向の手になるかどうかは頗る疑わしい。『列士傳』についても僞託の可能性が大きい。本志目錄では、

『烈士傳』二卷・劉向撰、『列仙傳讚』三卷・劉向撰・驥續・孫綽讚、同三卷・劉向撰・晉郭元祖讚として著録される。

(23) 後漢光武三句 後漢の光武帝劉秀は、南陽・蔡陽の人。彼が南陽に詔して風俗を撰作せしめた事實は未詳だが、唐・許南容の「書史百家對策」(『文苑英華』卷五百二)にも、「京兆耆舊、光武創其篇」とある。

(24) 沛三輔耆舊節士之序二句 この二句は、下文にいう「郡國之書」について舉例したもの。沛は、目錄に見える諸書のうち、「徐州先賢傳」一卷(撰者未詳)をいうか。以下三輔は「三輔決錄」七卷・漢太僕趙岐撰・藝虞注、魯は「魯國先賢傳」二卷・晉大司農白褒撰、廬江は「廬江七賢傳」二卷(撰者未詳)を指すと思われる。次に「三輔決錄序」(『後漢書』趙岐傳注引)を引いておく。「三輔者、本雍州之地、世世徙公卿吏二千石及高賢、皆以陪諸陵。五方之俗雜會、非一國之風、不但繫於詩秦・豳也。其爲士好高尚義、貴於名行。其俗失則趣執進權、唯利是視。余以不才、生於西土、耳能聽而聞故老之言、目能視而見衣冠之矚、心能識而觀其賢愚。常以玄冬、夢黃髮之士、姓玄名明、字子眞、與余席言、言必有中、善否之間、無所依違、命操筆者書之。近從建武以來、暨于斯今、其人既亡、行乃可書、玉石朱紫、由此定矣、故謂之決錄矣」。

(25) 魏文帝又作列異 目錄に、「列異傳」三卷、魏文帝撰が著録される。この書は、新舊唐志では、張華撰とされている。魯

隋書經籍志序註(興膳・川合)

迅『古小説鈎沈』に輯本がある。

(26) 嵇康作高士傳 嵇康(二二三―二六二)、字は叔夜、譙國銍の人。魏の中散大夫で、竹林七賢の一人。「晉書」卷四十九に傳がある。「高士傳」は、目錄に見える『聖賢高士傳贊』三卷のこと。兄嵇喜による「嵇康傳」(『三國志』魏書卷二十一王粲傳注引)に、「撰錄上古以來聖賢隱逸逸心遺名者、集爲傳贊、自混沌至于管寧、凡百一十有九人、蓋求之於宇宙之內、而發之乎千載之外者矣。故世人莫得而名焉」とある。戴明揚「嵇康集校注」(一九六二年人民文學出版社)に輯本が附録されている。

(27) 雜以虛誕怪妄之說 雜史序に、「又有委巷之說、迂怪妄誕、眞虛莫測」。同注(14)參照。また漢志の方技略神僊序に、「然而或者專以爲務、則誕欺怪迂之文彌以益多、非聖王之所以教也」とある。

地 理

(1) 昔者先王之化民也、以五方土地、風氣所生、剛柔輕重、飲食衣服、各有其性、不可遷變、是故疆理天下、物其土宜、知其利害、達其志而通其欲、齊其政而修其教。故曰、「廣谷大川異制、人居其間異俗」。(2) 書錄禹別九州、定其山川、分其圻界、條其物產、辨其貢賦、斯之謂也。周則夏官司險、掌建

九州之圖、周知山林川澤之阻、達其道路。地官誦訓、掌方志以詔觀事、以知地俗。春官保章、以星土辨九州之地、所封之域、以觀祚祥。夏官職方、掌天下之圖地、辨四夷八蠻九貉五戎六狄之人、與其財用九穀六畜之數、周知利害、辨九州之國、使同其貢。司徒掌邦之土地之圖、與其人民之教〔數〕、以佐王擾邦國、周知九州之域、廣輪之數、辨其山林川澤。丘陵墳衍・原隰之名物、及土會之法。然則其事分在衆職、而冢宰掌建邦之六典、實總其事。太史以典逆冢宰之治、其書蓋亦總爲史官之職。

漢初、蕭何得秦圖書、故知天下要害。後又得山海經、相傳以爲夏禹所記。武帝時、計書既上太史、郡國地志、固亦在焉。而史遷所記、但述河渠而已。其後劉向略言地域、丞相張禹使屬朱貢條記風俗、班固因之作地理志。其州國郡縣、山川夷險、時俗之異、經星之分、風氣所生、區域之廣、戶口之數、各有攸敘、與古禹貢、周官所記相埒。是後載筆之士、管窺末學、不能及遠、但記州郡之名而已。

晉世、摯虞依禹貢・周官、作畿服經、其州郡及縣、分野封略、事業國邑、山陵水泉、鄉亭城道里土田、民物風俗、

先賢舊好、靡不具悉、凡一百七十卷、今亡。而學者因其經歷、並有記載、然不能成一家之體。

齊時、陸澄聚一百六十家之說、依其前後遠近、編而爲部、謂之地理書。任昉又增陸澄之書八十四家、謂之地記。陳時、顧野王抄撰衆家之言、作輿地志。隋大業中、普詔天下諸郡、條其風俗物產地圖、上于尙書。故隋代有諸郡物產土俗記一百五十一卷、區宇圖志一百二十九卷、諸州圖經集一百卷。其餘記注甚衆。今任・陸二家所記之內而又別行者、各錄在其書之上、自餘次之於下、以備地理之記焉。

そのかみ先王が人民を教化するにあたっては、中國とそれをとりまく四方の地形、そこでの氣候の状態、人間の性格、飲食衣服、それらにはそれぞれの土地固有の性質があつて、人爲的にうつつしかえることはできないといふので、そのため境界を定めて天下を治め、土地に合った作物を植え、それぞれの利害得失をわきまえさせ、各地方の意向や要求を流通させて、政治をととのえ教化を徹底したのであつた。そこで「廣谷大川は制を異にし、人 其の間に居り

て俗を異にす。」というのである。『尚書』に禹が九つの州を區畫し、山川の序列を定め、境界をはっきりさせ、土地の産物を列舉し、獻納品の内容をきめたこと記録しているのは、そのことである。周では夏官の司險は、九州の地圖を作り、山林川澤の險阻な箇所をくまなく把握して、そこに道路をきりひらく仕事を擔當した。地官の誦訓は、各地の

過去の記録を擔當し、古えの事跡に關して王を補佐し、土地土地の風俗を認識させた。春官の保章氏は、星宿の支配する領土にもとづいて九州の土地を區分けし、區畫された地域には（いづれも對應する星があり）、それによって土地ごとの吉凶を觀察した。夏官の職方氏は、全世界の地圖および土地を擔當し、四夷・八蠻・九貉・五戎・六狄の人民、及び物資・財力・穀類・畜類の數量をあきらかにし、地方の名産や害惡をくまなく把握して、九州の中の諸國を辨別し、各地を平等に扱った。司徒は國內の地圖、及び人民の數を擔當して、王が國家を安撫するのを補佐し、九州の地域、その面積をくまなく把握して、各地の山岳・森林、河川・湖沼、丘陵・高地、水濱・低地、高原・濕原の地形の種類とそ

の物産、及び土地のちがいに應じて上納品を算定する方法をあきらかにした。そうしてみるとその仕事は幾多の職掌に分擔され、冢宰が國政の六典をつかさどる立場にあって、まさしく仕事の全體を統括したのである。太史は六典を擔當して冢宰の行政文書をうけつけたが、その文書というのはおそらくまたすべて史官の職務であった。

漢の初め、蕭何は秦の圖籍を手に入れ、そこで天下の要害の地を知ることができた。そののちさらに『山海經』がみつかり、それは夏王朝の禹が記録したものだとい傳えられていた。武帝の時代、報告文書が太史に獻上されたからには、郡國の地志も、當然存在していたわけだ。しかしながら司馬遷の筆は、ただ河渠について記述したのみであった。そののち劉向が各地方について概略を述べ、丞相の張禹が屬官の朱貢に各地の風俗を簡條書きさせ、それにもとづいて班固が「地理志」を著わした。そこには州・國・郡・縣の行政區分、地形の險阻・平坦のようす、當時の風俗のちがいが、二十八宿の星の分野、氣候のありさま、區域の面積、世帯數・人口について、それぞれ記述があり、

古代の『禹貢』・『周禮』の記録と趣きを同じくするものであった。それからあとは史書の執筆者は、見聞が狭く學問が淺く、遠くにまで目を及ぼすことができなくて、州・郡の地名を記録するにすぎなかった。

晉の時代、摯虞は『禹貢』・『周禮』に依據して、『畿服經』を著わした。それには各州・郡・縣の行政區分、星座の分野と領土の區域、なりわいと國都、山岳・丘陵・河川のさま、郷・亭の末端組織と町のみちすじや村里の田畑、人民・風俗、前代の賢人・過去の友好關係など、あますところなく記録され、總べて百七十卷であったが、今はのこっていない。そうして學者たちはそれぞれの旅行體驗をもとに、そろって記録をこしらえたが、獨自の見識をそなえた體裁は作りあげられなかった。

齊の時代に、陸澄は百六十家の説をあつめ、時代と遠近の關係にしたがつて、一書にまとめ、それを『地理書』と名づけた。任昉はさらに陸澄の書物に八十四家を増補し、『地記』と名づけた。陳の時代、顧野王は諸家の著述をぬきがきして、『輿地志』を作った。隋の大業年間、天下の

諸々の郡にあまねく詔りして、その地の風俗・物産・地圖を列擧させ、尙書に上呈させた。そこで隋代には『諸郡物産土俗記』百五十一卷、『區宇圖志』百二十九卷、『諸州圖經集』百卷があった。そのほかにも記録ははなはだ多い。ここには任氏・陸氏兩家の書に收められていてしかも單獨でも行なわれている書物を、それぞれ兩家の書物の前に著録し、そのほかの本は後に並べて、地理に關する記録を備える。

地理は、『唐六典』卷十に、「以紀山川郡國」とある。『七錄』では、土地部がこれに相當する。新舊唐志は隋志と同じく地理類を設けている。

- (1) 自昔者先王之化民也至人居其間異俗 此の一段は、基本的に『禮記』王制をふまえている。「凡居民材、必因天地寒煖燥濕、廣谷大川異制、民生其間者異俗、剛重輕重遲速異齊、五味異和、器械異制、衣服異宜。脩其教、不易其俗、齊其政、不易其宜。中國戎夷、五方之民、皆有性也、不可推移。……五方之民、言語不通、嗜欲不同。達其志、通其欲云云。」また『漢書』地理志には、「凡民函五常之性、而其剛柔緩急音聲不同、繫水土之風氣、故謂之風」とある。

(2) 疆理天下三句 『左傳』成公二年に記す齊の賁媚のことは

- に、「先王疆理天下、物土之宜、而布其利。故詩（小雅信南山）曰、我疆我理、南東其畝。今吾子疆理諸侯、而盡東其畝而已。唯吾子戎車是利、無顧土宜、其無乃非先王之命也乎」。杜注に、「疆、界也。理、正也。物土之宜、播殖之物、各從土宜」とある。『漢書』敘傳には、「自昔黃唐、經略萬國、燮定東西、疆理南北」とあり、顏師古は「疆理謂立封疆而統理之」と注する。また『周禮』夏官山師に、「山師掌山林之名、辨其物與利害、而頒之于邦國、使致其珍異之物」、同川師に、「川師掌川澤之名、辨其物與利害、而頒之于邦國、使致其珍異之物」とあるのも、併せて参照さるべきである。
- (3) 書錄禹別九州六句 『尚書』禹貢序に、「禹別九州、隨山濬川、任土作貢」。「禹別九州」の孔傳に、「分其圻界」とある。また「任土作貢」の傳には、「任其土地所有、定其貢賦之差」とある。禹貢に、「禹敷土、隨山刊木、奠高山大川」。
- (4) 夏官司險四句 『周禮』夏官司險に、「司險掌九州之圖、以周知其山林川澤之阻、而達其道路」。注に、「達道路者、山林之阻則開鑿之、川澤之阻則橋梁之」という。
- (5) 地官誦訓三句 地官誦訓に、「誦訓掌道方志、以詔觀事。掌道方慝以詔辟忌、以知地俗」。注に、「說四方所識久遠之事以告王、觀博古所識、若魯有大庭氏之庫、敬之二陵」とある。
- (6) 春官保章四句 春官保章氏に、「保章氏掌天星、以志星辰日月之變動、以觀天下之遷、辨其吉凶。以星土辨九州之地、所

隋書經籍志序譯註(四) (興膳・川合)

封、封域、皆有分星、以觀妖祥」。注に、「星土、星所主土也。封猶界也」とある。

- (7) 夏官職方七句 夏官職方氏に、「職方氏掌天下之圖、以掌天下之地、辨其邦國都鄙四夷八蠻七閩九貉五戎六狄之人民、與其財用九穀六畜之數、要周知其利害。乃辨九州之國、使同貫利」。注に、「天下之圖、如今司空輿地圖也」、「財用、泉穀貨賄也」。また「貫、事也」とあり、釋文はそれを補足して、「使同其事利、不失其所也」という。

- (8) 司徒掌邦之土地之圖七句 地官大司徒に、「大司徒之職、掌建邦之土地之圖、與其人民之數、以佐王安擾邦國。以天下土地之圖、周知九州之地域、廣輪之數、辨其山林川澤丘陵墳衍原隰之名物。……以土會之法、辨五地之物生」。注に、「土地之圖、若今司空郡國輿地圖」「名物者、十等之名與所生之物」とあり、また「廣輪之數」について、疏は馬融の説により、「東西爲廣、南北爲輪」という。「土會之法云云」は、注に「會、計也。以土計貢稅之法、因別此五者也」とある。五者とは、山林川澤・丘陵墳衍・原隰をいう。

- (9) 人民之教 「教」は、『周禮』によって「數」に正すべきである。注⑧参照。
- (10) 冢宰掌建邦之六典 天官大宰に、「大宰之職、掌建邦之六典、以佐王治邦國」。

- (11) 大史以典逆冢宰之治 春官大史に、「大史掌建邦之六典、以逆邦國之治」。總序(三)注(6)参照。また「逆冢宰之治」に近

い表現としては、御史の「御史掌邦國都鄙及萬民之治令、以贊冢宰」が擧げられよう。

- (12) 蕭何得秦圖書二句 『史記』蕭相國世家に、「沛公至咸陽、諸將皆爭走金帛財物之府分之、何獨先入收秦丞相御史律令圖書藏之。……漢王所以具知天下阨塞、戶口多少、疆弱之處、民所疾苦者、以何具得秦圖書也。圖書は、ここでは地圖と帳簿類のこと。

- (13) 後又得山海經二句 『山海經』の名を記す最も古い書は、『史記』大宛列傳で、「至禹本紀・山海經所有怪物、余不敢言之也」とあるが、著者については觸れていない。この書を禹に結びつけるのは『論衡』別通篇で、「禹・益并治洪水、禹主治水、益主記異物、海外山表、無遠不至、以所聞見作山海經。非禹不能行遠、山海不造」と記される。降って『顏氏家訓』書證篇にも、「山海經、夏禹及益所記」とある。『山海經』は、漢志では數術略の形法家に十三篇として著録され、本志では郭璞注本が二十三卷として録されている。

- (14) 計書既上太史 『漢儀注』にもとづく。總序(四)及び正史・雜傳序に既出。

- (15) 其後劉向略言地域三句 『漢書』地理志に、「漢承百王之末、國土變改、民人遷徙。成帝時、劉向略言其地分、丞相張禹使屬潁川朱敞條其風俗、猶未宣究、故輯而論之、終其本末著於篇」とある。

- (16) 與古禹貢周官所記相埒 『漢書』地理志の内容は三部から

構成される。第一の前半は夏王朝の地理で、『尚書』禹貢が全文引用され、續いては周王朝の地理で、『周禮』夏官職方氏の文が引かれる。「先王之迹既遠、地名又數改易、是以采獲舊聞、考述詩書、推表山川、以綴禹貢・周官・春秋、下及戰國・秦・漢焉」。第二部では、漢の各郡國について、それぞれ戶口と所屬の縣名が列敘され、第三部では劉向等の説にもとづき、秦・魏・周・韓・趙・燕・齊・魯・宋・衛・楚・吳・粵の十三地域に關して、各地の地理と風俗のかかわりが述べられている。

- (17) 是後載筆之士四句 『漢書』以後に出た正史の地理志としては、まず晉・司馬彪の『續漢書』すなわち現在『後漢書』中に收められる郡國志があるが、その序に「漢書地理志記天下郡縣本末、及山川奇異、風俗所由、至矣。今但錄中興以來郡縣改異、及春秋・三史會同征伐地名、以爲郡國志」とあって、本序がいうように『漢書』地理志と異なり、「但だ州郡の名を記すのみ」の内容になっている。その後、沈約の『宋書』州郡志、蕭子顯の『南齊書』州郡志、魏收の『魏書』地理志が著わされたが、基本的には司馬彪の方針を踏襲した印象が強い。『隋書』地理志は、改めて『漢書』地理志の體裁に學んで、全國を九州に分ち、それぞれの郡縣戶口を記すとともに、九州の分野風俗等の記述を加えている。

- (18) 管窺末學 『莊子』秋水篇に、「子乃規規然而求之以察、索之以辯、是直用管窺天、用錐指地也。不亦小乎」。張衡「東京賦」(『文選』卷三)に、「若客所謂末學膚受、貴耳而賤目

者也」。薛綜注に、「末學、謂不經根本」。

(19) 藝虞（？—三二一）、字は仲洽、京兆長安の人。制度に通曉した有数の理論家だった。『文章流別集』三十卷、『三輔決錄注』七卷等の著書があり、官位は光祿勳・太常卿に至った。『晉書』卷五十一の本傳では、『畿服經』には全く觸れておらず、本序に記すところ以外は不明である。

(20) 陸澄聚一百六十家之說四句 陸澄（四二五—四九四）、字は彥淵、吳郡吳の人。官位は光祿大夫に至った。頌學を以て聞え、『南齊書』卷三十九の本傳に、「撰地理書及雜傳、死後乃出」と記される。『南史』卷四十八にも傳がある。本志目錄に『地理書』一百四十九卷録一卷が著録されており、その原注に、「陸澄合山海經已來一百六十家、以爲此書。澄本之外、其舊事並多零失。見存別部自行者、唯四十二家、今列之於上」とある。『文選』李善注にしばしば引かれる『地理書』とは、おそらくこの書のことであろう。

(21) 任昉又增陸澄之書八十四家二句 『梁書』卷十四任昉傳に、「昉撰雜傳二百四十七卷、地記二百五十二卷、文章三十三卷」とあり、本志目錄にも同じ卷數で著録される。その原注に、「梁任昉增陸澄之書八十四家、以爲此記。其所增舊書、亦多零失。見存別部行者、唯十二家、今列之於上」とある。任昉に關しては、總序内注(7)参照。

(22) 顧野王抄撰衆家之言二句 顧野王（五一九—五八二）、字は希馮、吳郡吳の人。官は黃門侍郎・光祿卿に至る。『玉篇』

隋書經籍志序譯註(四) (興膳・川倉)

三十卷、『輿地志』三十卷のほか、多くの著書がある。傳は『陳書』卷三十・『南史』卷六十九にある。『輿地志』三十卷は目錄に著録されている。

(23) 諸郡物產土俗記一百五十一卷 目錄では『隋諸郡土俗物產』の名で著録される。

(24) 區宇圖志一百二十九卷 目錄では『隋區宇圖志』とあり、撰者名は記されていない。『隋書』隱逸崔頤傳に、「大業五年、受詔與諸儒撰區宇圖志二百五十卷、奏之。帝不善之、更令虞世基・許善心衍爲六百卷」という記事が見える。これとは別に、『太平御覽』卷六百二文部著書に引かれる『隋大業拾遺』には、「大業之初、勅內史舍人竇威・起居舍人崔祖濟（曠）及龍川贊治侯偉等三十餘人、撰區宇圖志一部五百餘卷、新成奏之」とあって、各書によって卷數に異同がある。隋志にいう一百二十九卷の書は、種々の經過があつて最終的にまとめられたものだったのだろうか。

(25) 諸州圖經集一百卷 目錄には、『隋諸州圖經集』一百卷・郎蔚之撰と著録される。郎蔚、字は蔚之、の傳は『隋書』卷六十六にあり、「茂撰州郡圖經一百卷、奏之、賜帛三百段、以書付祕府」との記事が見える。

(26) 今任陸二家所記之内云云二句 注(20)に引いた目錄原注参照。

譜系

氏姓之書、其所由來遠矣。書稱、「別生分類」。⁽¹⁾傳曰、「天子建德、因生以賜姓」。周家小史定繫世、辨昭穆、則亦史之職也。秦兼天下、剷除舊迹、公侯子孫、失其本繫。⁽²⁾漢初、得世本、敍黃帝已來祖世所出。而漢又有帝王年譜、後漢有鄧氏官譜。⁽³⁾晉世、摯虞作族姓昭穆記十卷、齊・梁之間、其書轉廣。⁽⁴⁾後魏遷洛、有八氏十姓、咸出帝族。⁽⁵⁾又有三十六族、則諸國之從魏者、九十二姓、世爲部落大人者、並爲河南洛陽人。⁽⁶⁾其中國土人、則第其門閥、有四海大姓、郡姓、州姓、縣姓。⁽⁷⁾及周太祖入關、諸姓子孫有功者、並令爲其宗長、仍撰譜錄、紀其所承。又以關內諸州、爲其本望。⁽⁸⁾

其鄧氏官譜及族姓昭穆記、晉亂已亡。自餘亦多遺失。今錄其見存者、以爲譜系篇。

氏姓に關する書物は、その由來はるか昔にさかのぼる。『尚書』には「生を別ち類を分つ。」とあり、『傳』『春秋左氏傳』には、「天子德を建て、生に因りて以て姓を賜う。」

という。周王朝では小史が天子諸侯の系譜を確定し、宗廟の順位をあきらかにしたから、譜系の作製もまた史官の役目であったのである。秦が天下を統一し、過去の事跡を掃滅させると、公侯の子孫は、祖先の系譜を失なった。漢の初め、『世本』がみつかり、それには黃帝以來の先祖の出自を記してあった。そして漢にはさらに『帝王年譜』があり、後漢には『鄧氏官譜』があった。晉の時代、摯虞は『族姓昭穆記』十卷を著わし、齊・梁の頃、氏姓の書はいっそう廣く流布した。北魏が洛陽に遷都した時、八氏十姓があつて、みな皇族の出身であつた。さらに三十六族があり、それは諸國の中の北魏に服したものであつた。九十二姓は、代々部落の長老であつた者で、すべて河南の洛陽の出身ということになつていた。中國の土人はというと、家柄を等級づけて、四海大姓、郡姓、州姓、縣姓の區別があつた。北周の太祖が關中に入ると、諸々の家系の子孫の中で功績のあつた者は、すべてその一族の家長とさせ、そしてまた譜録を作つて、血筋の繼承を記した。また關内の諸州を、各家系の本籍地とした。

『鄧氏官譜』及び『族姓昭穆記』は、晉の戦亂ですでに滅びた。その他のものもなくなつたものが多い。ここには現存している書物を著録して、譜系篇とする。

譜系は、『唐六典』卷十に、「以紀氏族繼序」とある。『七錄』における名稱は譜狀部。新舊唐志はともに譜牒類の名を用いている。なお、『史通』書志篇に、譜學に關する論がある。

(1) 別生分類 『尚書』舜典に、「帝釐下土、方設居方、別生分類」。孔傳に、「生、姓也。別其姓族、分其類、使相從」という。

(2) 天子建德二句 『左傳』隱公八年で、臣下に族を賜わる場合の慣例を隱公に問われた衆仲が答えて、「天子建德、因生以賜姓、胙之土而命之氏。諸侯以字、爲諱因以爲族。官有世功、則有官族、邑亦如之」といった。杜注に、「因其所由生以賜姓。謂若舜由媯汭、故陳爲媯姓」とある。

(3) 周家小史定繫世三句 『周禮』春官小史に、「小史掌邦國之志、奠繫世、辨昭穆、若有事則詔王之官諱」。注に、「繫世、謂帝繫世本之屬是也。小史主定之、替贖諷誦之」とあり、またその疏には、「天子謂之帝繫、諸侯謂之世本」とあり。「奠」は「定」の意味に讀むと、注に引く杜子春の説にいう。

隋書經籍志序譯註(興膳・川合)

(4) 漢初三句 漢志六藝略春秋に『世本』十五篇が著録され、

原注に「古史官記黃帝以來訖春秋時諸侯大夫」という。また『漢書』司馬遷傳贊には、「又有世本、錄黃帝以來至春秋時帝王公卿大夫祖世所出」とあり、裴駰『史記集解序』に引く劉向『別錄』にはさらに詳しく、「世本、古史官明於古事者之所記也。錄黃帝以來帝王諸侯及卿大夫系諱名號、凡十五篇也」とある。『世本』は、司馬遷が『史記』執筆に際して用いた史料の一つとして知られる。本志目錄には、『世本王侯大夫譜』二卷、『世本』二卷・劉向撰、同四卷・宋衷撰の三種が著録されるが、司馬遷の用いた書と同じかどうかはかなり疑わしい。

(5) 漢又有帝王年譜 漢志數術略曆譜に著録される『古來帝王年譜』五卷をいうのであろう。そこには他に、『帝王諸侯世譜』二十卷も録されている。

(6) 後漢有鄧氏官譜 未詳。「鄧氏」とは、おそらく和帝の外戚として勢威をほしいままにした南陽新野の鄧氏のことであろう。

(7) 摯虞作族姓昭穆記十卷 『晉書』卷五十一摯虞傳に、「虞以漢末喪亂、譜傳多亡失、雖其子孫、不能言其先祖、撰族姓昭穆十卷、上疏進之、以爲足以備物致用、廣多聞之益。以定品違法、爲司徒所劾、詔原之」とある。摯虞については、地理注(9)参照。

(8) 齊梁之間二句 齊梁の譜學に關する資料を次に記す。『南

齊書』文學賈淵傳に、「賈淵、字希鏡、平陽襄陽人也。祖弼之、晉員外郎、父匪之、驃騎散軍。世傳譜學。……先是譜學未有名家、淵祖弼之廣集百氏譜記、專心治業。晉太元中、朝廷給弼之令史書吏、撰定繕寫、藏祕閣及左民曹。淵父及淵三世傳學、凡十八州士族譜、合百帙七百餘卷、該究精悉、當世莫比。永明中、衛軍王儉抄次百家譜、與淵參攷撰定。……撰氏族要狀及人名書、竝行於世」。また『南史』卷五十九王僧孺傳に、「轉北中郎諮議參軍、入直西省、知撰譜事。先是尙書令沈約以爲云云。武帝以是留意譜籍、州郡多離其罪、因詔僧孺改定百家譜。始晉太元中、員外散騎侍郎平陽賈弼篤好簿狀、乃廣集衆家、大搜羣族、所撰十八州一百一十六郡、合七百一十二卷。凡諸大品、略無遺闕、藏在祕閣、副在左戶。及弼子太宰參軍匪之、匪之子長水校尉深世傳其業。太保王弘、領軍將軍劉湛並好其書。弘日對千客、不犯一人之諱。湛爲選曹、始撰百家以助銓序、而傷於寡略。齊衛將軍王儉復加去取、得繁省之衷。僧孺之撰、通范陽等九族、以代雁門解等九姓。其東南諸族、別爲一部、不在百家之數焉。……集十八州譜七百一十卷、百家譜集抄十五卷、東南譜集抄十卷」。歴代の譜學に關する資料としては、また唐・柳芳の「氏族論」(『新唐書』儒學柳沖傳引)が擧げられる。王儉『百家集譜』十卷、王僧孺『百家譜』三十卷等の書は、本志目錄に著録される。

(9) 後魏遷洛三句 『魏書』高祖紀によれば、孝文帝は大和十七年(四九三)冬十月に洛都造營を開始し、同十九年(四九

五)九月に、「六宮及び文武ごとく洛陽に遷」っている。孝文帝はこの後、胡服胡語を禁じ姓氏を漢族風に改めるなど、一連の漢化政策を積極的に推進した。「十姓」は、魏王室の宗族十姓のこと。『魏書』官氏志に、「至獻帝時、七分國人、使諸兄弟各攝領之、乃分其氏。自後兼并他國、各有本部、部中別族、爲內姓焉。年世稍久、互以改易、興衰存滅、間有之矣。今舉其可知者。獻帝以兄爲紇骨氏、後改爲胡氏。次兄爲普氏、後改爲周氏。次兄爲拓拔氏、後改爲長孫氏。弟爲達奚氏、後改爲奚氏。次弟爲伊婁氏、後改爲伊氏。次弟爲丘敦氏、後改爲丘氏。次弟爲侯氏、後改爲亥氏。七族之興、自此始也。又命叔父之胤曰乙旃氏、後改爲叔孫氏。又命疏屬曰車焜氏、後改爲車氏。凡與帝室(元氏)爲十姓、百世不通婚。太和以前、國之喪葬祠禮、非十族不得與也。高祖革之、各以職司從事」。また「八氏」は、勳臣八姓を指す。太和十九年の「制定代人氏族詔」(官氏志引)に、「比欲制定氏族、事多未就、且宜甄擢、隨時漸銓。其穆(丘穆陵)・陸(步六孤)・賀(賀賴)・劉(獨孤)・樓(賀樓)・于(勿忸于)・嵇(紇奚)・尉(尉遲)八姓、皆太祖已降、勳著當世、位盡王公、灼然可知者、且下司州・吏部、勿充猥官、一同四姓」。四姓は、漢族の名望である范陽の盧氏、清河の崔氏、滎陽の鄭氏、太原の王氏をいう。『資治通鑑』卷一百四十胡注參照)官氏志によれば、「八氏」は帝族から出るのはない。唐の柳芳の「氏族論」(『新唐書』儒學柳沖傳引)では、「魏孝文帝遷洛、有

八氏十姓、三十六族九十二姓。八氏十姓、出於帝宗屬、或諸國從魏者」と、本序の記述にもとづきつつ多少の修正を加えている點に注意。

(10) 又有三十六族四句 「魏書」序紀に、「積六十七世、至成皇帝諱毛立。聰明武略、遠近所推、統國三十六、大姓九十九、威振北方、莫不率服」とあり、また官氏志にも、「初安帝統國、諸部有九十九姓」とあるように、九十九姓と稱されるのが普通。ただ柳芳の論は本序の説に據つたらしく、「三十六族九十二姓、世爲部落大人」と記される。注(9)参照。姓と族の違いについては、先にも引いた太和十九年の詔に、「原出朔土、舊爲部落大人、而自皇始已來、有三世官在給事已上、及州刺史、鎮大將、及品登王公者爲姓。若本非大人、而皇始已來、職官三世尙書已上、及品登王公而中間不降官緒、亦爲姓。諸部落大人之後、而皇始已來、官不及前例、而有三世爲中散・監已上、外爲太守・子都、品登子男者爲族。若本非大人、而皇始已來、三世有令已上、外爲副將・子都・太守・品登侯已上者、亦爲族」。

(11) 並爲河南洛陽人 「魏書」高祖紀に、「太和十九年六月丙辰、詔遷洛之民、死葬河南、不得遷北。於是代人南遷者、悉爲河南洛陽人」とある。

(12) 其中士人三句 漢人士族の名門は、盧・崔・鄭・王の四氏を「四姓」と稱し、これに趙郡及び隴西の李氏を加えて「五姓」と稱されることもあった。注(9)参照。しかし、「四姓」

隋書經籍志序註(四)(興麟・川合)

を特定の氏族にあてぬ解釋も古くからあり、本序では四海大姓・郡姓・州姓・縣姓の四種の名望家の意味に「四姓」を解したものとと思われる。宮崎市定『九品官人法の研究』(一九五六年東洋史研究會刊)第二編第五章第三編参照。「郡姓」は、『資治通鑑』卷一百四十胡注の「郡姓者、郡之大姓著姓也」の意に解するのが、この場合妥當であろう。

(13) 自及周太祖入關至爲其本望 周太祖は、宇文泰(五〇五—五五六)、字は黑獺。周建國後、文帝と諡された。「周書」文帝紀の西魏恭帝二年の條に、「魏氏之初、統國三十六、大姓九十九、後多絕滅。至是、以諸將功高者爲三十六國後、次功者爲九十九姓後、所統軍人、亦改從其姓」とある。「諸姓子孫の功有る者」の「譜録を撰」したのも、おそらく上記のことと關連していよう。

簿 錄

古者史官既司典籍、蓋有目錄、以爲綱紀、體制堙滅、不可復知。孔子刪書、別爲之序、各陳作者所由。韓・毛二詩、亦皆相類。

漢時劉向別錄・劉歆七略、剖析條流、各有其部、推尋事迹、疑則古之制也。自是之後、不能辨其流別、但記書名而已。博覽之士、疾其渾漫、故王儉作七志、阮孝緒作七錄、

並皆別行。大體雖準向・歆、而遠不逮矣。其先代目錄、亦多散亡。今總其見存、編爲簿錄篇。

いにしえの世、史官が典籍をとりあつたからには、おそらく目錄があつて、それを規範としていたのだが、そうした制度は滅びて、いまやうかがい知るべくもない。孔子は『尙書』を刪定して、各篇ごとの序を作り、それぞれ作者の意とするところを述べた。韓・毛の二詩の場合も、どちらもそれに似たところがある。

漢の世に劉向の『別錄』、劉歆の『七略』は、學問の系統を分析し、それぞれ部類に分けて、事跡を追求したが、おそらくそれは古代のあり方だったのである。それから以後の書目は、學派を辨別することができず、ただ書物の名を記すにすぎなかった。博識の學者は、そのとりとめのないありさまを憂え、そこで王儉が『七志』を作り、阮孝緒が『七錄』を作つて、いずれも單獨で世に行なわれた。全體の形は劉向・劉歆を規準としたのだが、しかしはるかに及ばぬものであつた。前の時代の目錄も、多くは散佚して

しまつた。ここには現存するものをまとめて、簿錄篇として編集する。

簿錄は、『唐六典』卷十では畧錄の名稱を用いており、「以紀史策條目」という。『七錄』は隋志と同じく簿錄の名を用いる。新舊唐志では目錄類。この序の内容は、總序と關係が深い。

(1) 孔子刪書三句 漢志六藝略書に、「故書之所起遠矣、至孔子篤焉、上斷於堯、下訖于秦、凡百篇、而爲之序、言其作意」。また『尙書』堯典の正義には、「此序鄭玄・馬融・王肅並云孔子所作、孔義或然。詩・書理不應異、夫子爲書作序、不作詩序者、此自或作或否、無義例也。鄭知孔子作者、依緯文而知也」。

(2) 韓毛二詩二句 『漢書』儒林傳に、「韓嬰、推詩人之意、而作內外傳數萬言」とある。『經典釋文』によれば、『毛詩』大序は子夏の作、小序は子夏・毛公の合作という。詩注(四)參照。

(3) 劉向別錄 劉向が祕府の書を校定するに當つては、「每一書已、向輒條其篇目、撮其指意、錄而奏之」と漢志にある。その文章をまとめたのが『別錄』である。阮孝緒「七錄序」には、「昔劉向校書、輒爲一錄、論其指歸、辨其訛謬、隨覽奏上、皆載在本書。時又別集衆錄、謂之別錄、卽今之別錄是

也」とある。總序(四)並びに同注(4)参照。本志目録には、『七略別録』二十卷と著録される。

(4) 劉歆七略 漢志に、「會向卒、哀帝復使向子侍中奉車都尉歆卒父業。歆於是總羣書而奏其七略、故有輯略、有六藝略、有諸子略、有詩賦略、有兵書略、有術數略、有方技略。」「漢書」劉歆傳に、「復領五經、卒父前業。歆乃集六藝羣書、種別爲七略」。總序(四)及び同注(4)参照。『漢書』楚元王傳贊には、「七略剖判藝文、總百家之緒」と稱えられる。本志目録には、『七略』七卷と著録されている。

(5) 自是之後三句 『七略』以後の書目には、魏・鄭默の『魏中經簿』、晉・荀勗の『晉中經』、晉・李充の『晉元帝書目』、宋・謝靈運の『宋元嘉八年祕閣四部目錄』などがある。總序(四)並びに關係諸注参照。

(6) 王儉作七志 王儉『七志』の構成は、總序(四)に詳しい。併せて同注(4)参照。「七錄序」には、「儉又依別錄之體、撰爲七志、其中朝遺書、收集稍廣、然所亡者、猶太半焉」とあり、また『太平御覽』卷六百一「文部著書」に引く『齊春秋』には、「王儉、字仲寶。以四部衆書、盈溢機閣、自劉歆七略以來、應更區別。乃著七志上之、時人以比相如封禪焉」とある。本志目録には、『今書七志』七十卷と著録される。

(7) 阮孝緒作七錄 阮孝緒『七錄』の構成についても、總序(四)に記述がある。また同注(8)参照。この書は早く亡びたが、いま『廣弘明集』卷三に、序及び古今書最目録が收

隋書經籍志序譯註(四)(興膳・川合)

載されている。本志目録には、『七錄』十二卷と著録される。

(8) 大體雖準向歆 任昉「王文憲集序」(『文選』卷四十六)に、「依劉歆七略、更撰七志」。また阮孝緒「七錄序」に、「今所撰七錄、斟酌王・劉」。

後 序

夫史官者、必求博聞強識、疏通知遠之士、使居其位、百官衆職、咸所貳焉。是故前言往行、無不識也。天文地理、無不察也。人事之紀、無不達也。內掌八柄、以詔王治、外執六典、以逆官政。書美以彰善、記惡以垂戒、範圍神化、昭明令德、窮聖人之至蹟、詳一代之尊禮。

自史官廢絕久矣。漢氏頗循其舊、班・馬因之。魏・晉已來、其道逾替。南・董之位、以祿貴遊、政・駿之司、罕因才授。故梁世諺曰、「上車不落則著作、體中何如則祕書」。於是尸素之儔、盱衡延閣之上、立言之士、揮翰蓬茨之下。一代之記、至數十家、傳說不同、聞見舛駁、理失中庸、辭乖體要。致令允恭之德、有闕於典墳、忠肅之才、不傳於簡策。斯所以爲蔽也。

班固⁽²⁾以史記附春秋、今開其事類、凡十三種、別爲史部。

いったい史官というものは、あくまで博覽強記、疏通知遠の人物を求めて、その任務に据えたもので、百官すべての職掌について、その副本を備えていた。そのため古人の言葉や所行は、知らないものはなく、天文・地理は、あきらかでないものもなく、世事の記録は、通じないものもなかった。内には八つの権限を握って、王の統治を補佐し、外には六つの法を手にして、官吏の行政をうけいれた。うるわしいことながら書きしるして善行を顯彰し、惡事を書きとめて訓戒を示し、神祕の化育に輪郭を興え、天子の令徳をかがやかせ、聖人のみが見ることのできる深遠の理をきわめ盡し、一つの時代の營みをすみずみまで知り盡すのである。

史官の傳統が久しくとだえた後、漢代ではいくらか昔の制度を踏襲していて、司馬遷・班固はそれにしたがった。魏晉以後は、その道はいよいよすたれていった。南史・董狐のごとき地位は、貴族の子弟の就職口となり、劉向・劉

歆のごとき職務は、能力によって授けられることはほとんどなかった。だから梁の俗諺に「おちずに車にのれたら著作、お體いかかと書けたら祕書」とさえいわれた。こうしていたさらに祿をぬすんでいる連中が祕閣の上で目をむいていばりちらし、後世にのこる著述をものせる人物が、あばらやの下で筆を走らせていたのである。一時代の記録は、數十家へのぼり、傳承は様々で、見聞はくいちがい、論理は中庸をふみはずし、表現は簡にして要という理想とかけはなれていた。眞につつしみ深い有徳の人が、史書にもれていたり、誠實で謙虚な才士が、記録に載せられなかったりする事態をまねいた。これこそ史學衰頽の原因である。

班固は史書を春秋の部に附載したが、ここではそのため部類を並べて、すべて十三種、史部として獨立させる。

(1) 博聞強識 「禮記」曲禮上に、「博聞強識而讓、敦善行而不怠、謂之君子」とある。

(2) 疏通知遠 「禮記」經解に、「疏通知遠、書教也」。疏に、「疏通知遠書教也者、書錄帝王言語、舉其大綱、事非繁密、是疏通、上知帝皇之世、是知遠也」と注する。

- (3) 百官衆職二句 正史序に、「推尋事迹、似當時記事、各有職司、後又合而撰之、總成書記」というように、史官は各所轄官の分掌した資料を總合集成して、史書を成した。
- (4) 前言往行二句 『易』大畜の大象に、「天在山中大畜。君子以多識前言往行、以畜其德」とある。
- (5) 天文地理二句 『易』繫辭上傳に、「仰以觀於天文、俯以察於地理。同疏に、「仰以觀於天文、俯以察於地理者、天有懸象而成文章、故稱文也。地有山川原隰、各有條理、故稱理也」という。
- (6) 人事之紀 『史記』太史公自序に、「夫春秋、上明三王之道、下辨人事之紀」とある。
- (7) 內掌八柄二句 『周禮』春官內史に、「內史掌王之八枋（柄）之法、以詔王治」。八柄とは、爵・祿・廢・置・殺・生・予・奪の八事をいう。總序(2)参照。
- (8) 外執六典二句 春官大史の「大史掌建邦之六典、以逆邦國之治、掌法以逆官府之治」を用いた表現だが、正確にいうと六典を執るのはもちろん外史の職掌ではない。六典は、天官大宰によると、治典・教典・禮典・政典・刑典・事典の六つ。總序(2)参照。
- (9) 書美以彰善二句 『尚書』畢命に、「旌別淑慝、表厥宅里、彰善癉惡、樹之風聲」。
- (10) 範圍神化 『易』繫辭上傳に、「範圍天地之化、而不過、曲成萬物而不遺」。注に、「範圍者、擬範天地而周備其理也」と

隋書經籍志序譯註(四) (興膳・川合)

- ある。神化は、繫辭下傳に、「神而化之、使民宜之」とある。班固『典引』(『文選』卷四十八)の「亞斯之代、通變神化、幽光而未曜」も、『易』のこともとづく用例。
- (11) 昭明令德 『尚書』康王之誥に、「底至齊信、用昭明于天下」。孔傳に、「至行至中信之道、用顯明於天下、言聖德洽」とある。また『詩』大雅既醉に、「君子萬年、介爾昭明」、「昭明有融、高朗令終」。令德は、周の成王を稱えた大雅假樂に、「假樂君子、顯顯令德、宜民宜人、受祿于天」、その箋に「顯、光也。天嘉樂成王有光光之善德」とあるほか、『詩』になお少なからぬ例が見える。本序の句に近い形としては、『左傳』隱公三年の「光昭先君之令德、可不務乎」が挙げられよう。
- (12) 窮聖人之至蹟 繫辭上傳に、「聖人有以見天下之蹟、而擬諸其形。……言天下之至蹟、而不可惡也、言天下之至動而不可亂也」。蹟は「蹟」を解して、「蹟謂幽深難見、聖人有其神妙、以能見天下深蹟之至理也」という。
- (13) 詳一代之蘊蘊 蘊は、聖に同じ。繫辭上傳に、「探蹟索隱、鈎深致遠、以定天下之吉凶、成天下之亹亹者、莫大乎蓍龜」。また大雅文王に、「亹亹文王、今聞不已」とあり、毛傳は「亹亹、勉也」と注する。
- (14) 自史官廢絶久矣 正史序に、「其後陵夷衰亂、史官放絶、秦滅先王之典、遺制莫存」とある。同注(7)参照。廢絶は、劉歆「移書讓太常博士」(『文選』卷四十三)に、「往者綴學之

士、不思廢絶之闕、苟因陋就寡、分文析字、煩言碎辭」と見える。

(15) 漢氏頗循其舊二句 總序(四)に、「武帝置太史公、命天下計書、先上太史、副上丞相。……司馬談父子、世居太史、採采前代、斷自軒皇、逮于孝武、作史記一百三十篇。詳其體制、蓋史官之舊也」とある。班固もまた校書郎・蘭臺令史の地位にあつて史書撰述にたずさわつたことは、正史序に見える。

(16) 南董之位四句 南・董は、南史と董狐で、史官の代名詞。

『左傳』襄公二十五年、同宣公二年にそれぞれ見える。總序(二)参照。政・駿は、劉子政(向)と劉子駿(歆)。晉以後、宮中の圖書を管理する祕書郎や國史の編纂にあたる著作佐郎は、名門貴族の起家の官とされた。宮崎市定『九品官人法の研究』第二編第三章参照。『通典』卷二十六に、「宋齊祕書郎、皆四員、尤爲美職、皆爲甲族起家之選、待次入補。其居職、例十日便遷。自齊・梁之末、多以貴遊子弟爲之、無其才實」。貴遊は、『周禮』地官師氏に、「凡國之貴遊子弟學焉」とあり、注に、「貴遊子弟、王公之子弟。遊、無官司者。杜子春云、遊當爲猶、言雖貴猶學」という。

(17) 故梁世諺曰三句 『顏氏家訓』勉學篇に、「梁朝全盛之時、貴遊子弟、多無學術。至於諺云、上車不落則著作、體中何如則祕書」。周法高氏は注して、「體中何如、蓋當時尺牘習語。如廣弘明集二八上梁王筠與長沙王別書、筠頓首頓首、高秋漈爽、體中何如、是也」という。『顏氏家訓彙注』一九六〇

年中央研究院歷史語言研究所)落と作、如と書で韻をふむ。

(18) 尸素之儔二句 尸素は、尸位素餐の略。『尚書』五子之歌に、「太康尸位以逸豫」、『詩』魏風伐檀に、「彼君子兮、不素餐兮」、兩者を合わせた例は『漢書』卷六十七朱雲傳に、「今朝廷大臣、上不能匡主、下亡以益民、皆尸位素餐」、その顔師古注に、「尸、主也。素、空也。尸位者、不舉其事、但主其位而已。素餐者、德不稱官、空當食祿」とある。盱衡は、『漢書』王莽傳に、「當此之時、公運獨見之明、奮亡前之威、盱衡厲色、振揚武怒」。孟康の注に、「眉上曰衡。盱衡、舉眉揚目也」という。延閣は、祕府のことで、『文選』卷三十八任昉「爲范始興作求立太宰碑表」注に引く劉歆『七略』に、「孝武皇帝勅丞相公孫弘、廣開獻書之路、百年之間、書積如山、內則延閣、廣內祕書之府」とある。

(19) 立言之士二句 『左傳』襄公二十四年の叔孫豹のことばに、「豹聞之、大上有立德、其次有立功、其次有立言」とある。蓬茨之下は、王褒の「聖主得賢臣頌」(『漢書』卷六十四・文選)卷四十七)に、「今臣辟在西蜀、生於窮巷之中、長於蓬茨之下」と見える。

(20) 一代之記二句 正史序に、「自是世有著述、皆擬班・馬、以爲正史。作者尤廣、一代之史、至數十家」とあるのを参照。
 (21) 聞見舛駁 『莊子』天下篇に、「惠施五車、其道舛駁」。
 (22) 辭乖體要 『尚書』畢命に、「政貴有恒、辭尚體要、不惟好異」。孔傳に、「政以仁義爲常、辭以理實爲要、故貴尚之」と

ある。

(23) 允恭之德 『尚書』堯典に、「允恭克讓、光被四表、格于上下」。

(24) 忠肅之才 『左傳』文公十八年に、「高辛氏有才子八人、

伯翳・仲堪・叔獻・季仲・伯虎・仲熊・叔豹・季狸、忠肅恭懿、宣慈惠和、天下之民、謂之八元」。注に、「肅、敬也」とある。

(25) 班固以史記附春秋 漢志では、史書は獨立した部立てをされておらず、『戰國策』『史記』（漢志での名稱は太史公）等の書は春秋二十三家中の一部として著録されている。正史序注前言参照。

譯注者後記 これまで通り、譯は川合、注は興膳が擔當した。なお、龜山 朗、中村哲男、永島廉司の三君による譯注の草稿を参照した。謝意を表す。